第4章

-SR、役員報酬など

弁護士·公認会計士古島法律会計事務所

守

ついて一層の促進がみられた。 権利行使に係る適切な環境整備」に の視点に立って、株主総会における との建設的な対話の場」として「株主 原則で求められる「株主総会が株主 ド(以下、「CGコード」という)基本 ては、コーポレートガバナンス・コー 和元年(2019年)6月総会におい 新元号「令和」のもとで初となる令

定着しつつある。 ラットフォームの利用」等も徐々に 国人機関投資家を意識した「英文の 招集通知」、「ICJの議決権行使プ 表」に加え、機関投資家とりわけ外 発送前のウェブサイト等による公 て「招集通知の早期発送」、「招集通知 たとえば、議決権行使推進策とし

開催月は相変わらず6月に集中して 定時株主総会の開催状況をみると

> 2③)に沿う傾向がみられた。 切な設定」(CGコード補充原則1— もみられ、「株主総会関連の日程の適 号11頁)、3月総会への分散化の傾向 いるものの(『旬刊商事法務』2216 このような「株主との建設的 な

か、 更及び過半数の社外取締役の登用」、 役・顧問の廃止」、「取締役の定員変 加しており、提案内容としても「役 された株主提案権は前年と比して増 2019年6月総会)において行使 対話の場」となる傾向を踏まえて の売却」、「資本コストの開示」、「相談 員報酬の個別開示」、「政策保有株式 「増配を求める剰余金処分」、「取締役 昨年度(2018年7月から

> ~ 28 頁)。 たる部分は筆者の個人的見解である 検討する。なお。本文中の意見にわ 株主総会における想定問答について 可能性が高く、会社としてこれらの ても、 ことをあらかじめ申し添える。 えながら、2020年6月期の定時 る。本稿ではこのような流れも踏ま 想定質問への万全の準備が求められ 事項であり、今年の6月総会にお いずれも株主にとって関心の高 昨年と同様の質問が出てくる

財務関係

Q 1 新型コロナウイルスによる

2020年はコロナウイルスの伝 業績への影響等

いる(『旬刊商事法務』2216号25 収防衛策廃止」等、多岐にわたって 報酬額改訂」、「会計監査人解任」、「買

> ತ್ತ 鈍化した。新聞等によれば、世界 脅威に直面しているとの話を目にす 経済は金融危機以来もっとも深刻な 人の移動が制限され、生産も消費も 染拡大により、世界的規模で物流や

のような対策を講じているのか。 の業績にどれほどダメージを与えた 当社としては今回の事態に対してど か、わかる範囲で教えてほしい。また、 コロナウイルスの影響により当期

A 1

きなダメージを被りました。 ともに、製造現場においても輸入資 限され、消費マインドが低迷すると においても製造・販売の両面から大 材の物流がストップするなど、当社 ト、モノ、サービスの移動が広く制 コロナウイルスの影響により、

とが予想されます。 立っておらず今後被害が拡大するこ ダメージと試算しております。なお、 現時点でも伝染拡大の終息見通しは 高に与えた影響はマイナス●億円 営業利益ベースでマイナス●億円の この結果、少なく見積っても売上

分析に努めるとともに、従業員に対 て、被害状況(人、資金、 当社としては、対策本部を設置し 物)の把握

等)など、タイムリーに情報を収集 的運休の実施、代替生産拠点の検討 主要顧客への在庫備蓄の拡充、 状況把握と自社製品への被害予測、 継続への対策(海外サプライヤーの 替拠店勤務等)、工場における事業 継続方法への切替え(在宅勤務、 業との情報共有や連携、 の換気・消毒の徹底等)、 者が出た場合の隔離室の準備、 社時の健康チェック、検温等、 底、事業所内における感染防止策(入 する感染防止のための生活指導の徹 踏まえつつ柔軟な対策を取っており して、国内外の感染者の発生状況を 多様な業務 取引先企 計画 社内 感染

は止まりそうにない。 稿執筆時点(3月25日)でも感染拡大 ピックの開催延期が決定される等本 染症の件数は増え続け、 告され始めた新型コロナウイルス感 中国湖北省武漢市で昨年12月に報 東京オリン

安の様相を呈している。 世界の株式市場は2月下旬に同時株 世界の株式市場は強く嫌うとされ、 影響拡大の見当がつかない事態を、 今回のコロナウイルスのように、

政府は、 このような緊急事態に対し、 日本政策金融公庫などで特 日本

の目標値(いつまでに何%程度を達

別貸付制度を創設し、実質無利子・ 取っている。 無担保の融資を行うなど緊急措置を

境、 業活動が中断する等、企業の存続そ るよう準備しておくことが望ましい。 情報のなかで、できる限り今回のコ は限界があるかもしれないが、その が色濃く反映されるから、株主にお 対応というのも、経営者の経営姿勢 生した場合、これに対する危機管理 のものに影響を与える緊急事態が発 とそれ以外とを切り分けて説明でき いても重大関心事であろう。 ルできない自然災害等が発生し、事 ナウイルスの影響によるダメージ このような企業を取り巻く外部環 6月総会時点で入手可能な情報に とりわけ経営者にはコントロー

Q 2 資本コストの把握、経営

当社の取締役会としては、資本コ 指標としてのROE

だからではないか。具体的にROE い原因は、当社のROEが低いまま て何をおいているのか。 営計画における重要な経営指標とし に活かしているのか。また、中期経 ストをどのように把握し、経営判断 同業他社と比較して株価が伸びな

成するのか)を教えてほしい。

A 2

ります。具体的には、ROEに関し を目標値として掲げております。 ては、●年後に●%を達成すること な経営指標としてROEをおいてお **づいて、中期経営計画における重要** がら資本コストを把握し、これに基 して、外部専門家のサポートを得な 当社では、 株価との関係では、現状、当社の 財務担当役員を中心と

にも努めたいと考えております。 株主還元を進めることで、株価向上 高め、●年後にROE●%を達成し、 ず影響を及ぼしていることは事実だ 較すると低水準に留まっており、ご と考えますので、今後、営業利益を 指摘のとおりこれが株価に少なから ROEは●%であり、同業他社と比

適な事業ポートフォリオを構築すべ き公表できればと考えております。 る予定ですので、その検討結果につ く、今後の事業展開を検討中です。)月には次期中期経営計画を発表す 現在、当社の持続的成長のため最

ついて、「自社の資本コストを的確に 経営戦略や経営計画の策定・公表に **CGコード原則5―2において、**

> うべきである」と規定されている。 やすい言葉・論理で明確に説明を行 資源の配分等に関し具体的に何を実 究開発投資・人材投資等を含む経営 提示し、その実現のために、事業ポー 把握したうえで、収益計画や資本政 行するのかについて、株主に分かり トフォリオの見直しや設備投資・研 収益力・資本効率等に関する目標を 東京証券取引所「改訂コーポレー の基本的な方針を示すとともに、

前年と変更なし)においては、①過去 Services)など議決権行使助言会社 却等、資本効率を求める声が高まる しては、株主から政策保有株式の売 ば、 委員会の活動状況に係る開示の状況 び取締役会並びに指名委員会・報酬 る旨が規定されている。 プである代表取締役に反対を推奨す ことが予想される。これに関連して 恒常的にROE水準が低い企業に対 5―2にコンプライしており、今後、 (2019年7月12日時点)によれ かつ②改善傾向にない場合、経営トッ トガバナンス・コードへの対応状況及)期平均のROEが5%を下回り 議決権行使基準(2020年版。 S S (Institutional Shareholder 約8%の企業がCGコード原則

また、CGコード補充原則4 1

② に は 規定されている。 の計画に反映させるべきである」と 行うとともに、その分析を次期以降 内容を十分に分析し、 力を行うべきである。 に立ち、 その原因や自社が行った対応の トメントの1つであるとの認識 :画が目標未達に終わった場合に 中期経営計画も株主に対するコ お いて「取締役会・経営陣 その実現に向けて最善の努 株主に説明を 仮に、 中期経 幹

どのような方策により業績を回復し されることが予想される。 ていくのかについて、 赤字となった企業では、 このため、 トフォリオ等の変更も含めて、 計画未達や減益、 株主から質問 今後、 事業 最終

時 来もっとも深刻な脅威に直 状況である。 加え、今年に入り新型コロナウイル るといわれている。 まだに感染が収まる兆しがみえない ち込み、 ス感染拡大によって、世界中で供給 生産調整等による輸出低下の継続に 経済の減速や世界的な情報関連財の 続く米中貿易摩擦を背景にした中国 のもとで企業の具体的な対応策に 本稿執筆時点では、 商品が打撃を受け、 景況感が低迷しており、 世界経済は金融危機以 このような非常 観光業は落 昨年前か 面してい 6

> が つ あるだろう。 いても、 回答を準備しておく必要

Q 3 株主総利回り(TSR:

低迷した状況が続いている。売上高 株主総利回り や営業利益の数字も大事だが、 たとのことだが、 の売上高や営業利益の目標を達成し 意識すべきではないか。 目線で考えた場合、株価も加味した |期の業績として中期経営計画上 Total Shareholder Return T S R 株価は依然として をもう少し 株主

A 3

5 年間 と低い す。 思います。 じて株式市場に理解を得るととも 指摘のとおり、 総利回りは、 主総利回り に、 比べて遜色のない数値ではございま して意識しております。 当社でも、 業績の向上やIRの充実等を通 適切な水準で配当を実施し、 .の株主総利回りでは、 水準に留まっておりますが を 5%水準に留まり、 TSRは重要な指 向上させていきたいと A社やB社と比べる 今期の株主 両社に 標と 株

Shareholder Return) ゎ 株 主 総 利 回 り T S R は Total 株 式

係る事業年度までの1株当たり 年度から

(の各事業年度の末日に

投資により得られ ての総合投資利回りをいう。 インと配当を合わせた、 で割った比率をいい、キャピタルゲ ヤピタルゲイン)を投資額 た収益(配当と 株主にとっ (株価)

の末日における株価(当該株価 証券報告書から直近5年分を開 より、 価を含めた経営の成果として、 た指標の1つで、 法により算定した割合をいうとされ 近の日における株価) でそれぞれ い場合には当該事業年度の末日前 提出会社の5事業年度前の事業年度 よびbに掲げる値を合計したものを ることが義務化されることになった。 令」改正(2019年1月31日付け)に としても使われていたが、 役の報酬額を決める際の重要な指標 した割合またはこれに類する他の 企業内容等の開示に関する内閣府 TSRの算出方法は、 もともとは、 いる(図表1)。 2019年3月期以降の 米国で注目され 業績だけでなく株 後記の(a) 日本でも、 取 有価 が 示す な

(図表1) 株主総利回り計算方法

事業年度の末日における株価 提出会社の最近5事業年度の

(a)

(b)

提出会社の5事業年度前の事業

(各事業年度末日の株価+当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの 1株当たり配当額の累計額) / 当事業年度の5事業年度前の末日の株価

| | 5事業年度前 | 4事業年度前 | 3事業年度前 | 2事業年度前 | 1事業年度前 | 当事業年度 |
|---------|--------|---------|-----------|-------------|---------------|-----------------|
| 株価 | А | В | С | D | Е | F |
| 配当 | | a | b | С | d | е |
| 配当累計 | | a | a+b | a+b+c | a+b+c+d | a+b+c+d+e |
| 株価+配当累計 | | B+a | C+a+b | D+a+b+c | E+a+b+c+d | F+a+b+c+d+e |
| 株主総利回り | | (B+a)/A | (C+a+b)/A | (D+a+b+c)/A | (E+a+b+c+d)/A | (F+a+b+c+d+e)/A |

株主総利回り(トータルシェアホルダーリターン)とは、株式投資により得られた収益(配当とキャピタルゲイン)を投資額(株価)で割った比率をいう。 *

(出所) 金融庁ホームページ(https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/tsr.xlsx)をもとに筆者作成

基準委員会より、

企業会計基準29号

Q 4 収益認識に関する会計基準

が、 ら適用する予定から うな影響があるのか。 2018年3月に公表されてい 「収益認識に関する会計基準」 これにより当社の業績にどのよ また、 いつか が る

A 4

響の有無・ 社のこれまでの収益認識に対する影 が可能となっておりますが、 2021年4月1日以降開始する連 近づいているのは事実ですので、 まだ適用時期を迎えておりません は早期適用は採っておらず、 る連結会計年度の期首から早期適用 ある2020年4月1日以降開始す 結会計年度の期首からの適用となっ を行っております。 (図表2)。 収 益認識基準 程度について慎重に検討 しかしながら適用時期が 確かに現在の進行期 は 次年度 当社で つま 今期は ŋ

ASB)と米国財務会計基準

審議会(FASB)から公表され

20

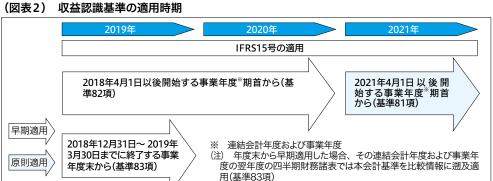
1

4年5月に国際会計基準

「顧客との契約から生じる収益」を踏

わが国においても、

企業会計



『会計・監査ジャーナル』2017年12月号(通巻749号) 22頁をもとに筆者作成 (出所)

どのような指標で業績に連動させて

動部分はあるのか、

あるとすれば

いるのか

下 基準等」という)が公表された。 識に関する会計基準の適用指針」(以 企 「収益認識に関する会計基準」および 「業会計基準適用指針30号「収益認 基準と指針あわせて「収益認識

けると考えられる。

源泉たる収益の認識に関するもので ŋ 収益認識基準等は、 ほぼすべての会社が影響を受 企業の利益 0

問 入に向けた自社の取組み状況等に て関心を示し、 しておくことが望まし いて簡潔明瞭に説明できるよう準備 する個人株主等も考えられるか これに備えて収益認識基準等導 株主総会において質

経営管 理関

役員報酬決定プロセス/

また、役員報酬の内訳として業績連 社ではそのようなことはないのか 任していたとの報道もあったが、 事件でも、 いるのか、 に対する報酬をどのように決定して Q 5 当社では、 説明してほしい。 報酬の決定をトップに 社長を含めた各取締役

最近の

A 5

会社の場合 (業績連動あ ŋ 任 意諮問委員会設置

対する報酬額の決定につき、 当社においては、 個々 の取締役に 取締役

で特集が組まれていることも相まっ 新聞の経済面等 つ 申を行 終的に代表取締役が決定を行うこと 半数を占める報酬諮問委員会にて答 で客観性を確保しております。 決定を一任しておりますが、 会の決議に従い、代表取締役社長に にはあらかじめ独立社外取締役が過 この答申結果に基づき最 その際

て、 おります。 目標について、 績連動部分の決定方法は、 業績連動 ては年度当初に各取締役が定めた 「減率」により一 業績指標として「連結営業利益の 加味した変動部分もあります。 また、当社の役員報酬の内訳とし かつ、 固定報酬額のほか業績連動部分 取締役各人別の業績に 部 分 その達成度等を勘案 の 定の基準をクリア 報酬額を決定して 会社全体 業

増

当

業績と連動する報酬の割合や、 度を設計し、 報酬と自社株報酬との割合を適 性・透明性ある手続に従い、 持続的な成長に向けた健全なイン ンティブとして機能するよう、 『定すべきである』と規定しており べきである。 て「取締役会は、 CGコー ド補充原則4-具体的な報酬額を決定 その際、 経営陣の報 中長期的な 10に 報酬制 現金

10

① で

またCGコード補充原則4

している。 与・助言を得るべきである」と規定 に当たり独立社外取締役の適切な関 などの特に重要な事項に関する検討 を設置することにより、指名・報酬 酬委員会など、独立した諮問委員会 構成員とする任意の指名委員会・報 役会の下に独立社外取締役を主要な 性と説明責任を強化するため、 係る取締役会の機能の独立性・客観 陣幹部・取締役の指名・報酬などに 半数に達していない場合には、 たは監査等委員会設置会社であっ は、「上場会社が監査役会設置会社ま 独立社外取締役が取締役会の過 取締 経営

社法改正法」という)が2019年12 法の一部を改正する法律」(以下、「会 酬等に係る株主総会決議事項の見直 月4日に成立し、12月11日に公布さ 方針の決定を義務づけ、②非金銭報 さらには、取締役の報酬等に関 ③株式報酬の特則の制定、 ①個人別の報酬等の内容の決定 示の充実等を盛り込んだ「会社 **④**情

り刑事事件で争っていた某有名企業 有価証券報告書への虚偽記載をめぐ については、 役員報酬、 従来より株主の関心事 先般役員報酬に関する 特に高額な取締役報酬

> る。 の外国人経営者が、保釈中に前代未 含めて株主からの質問が予想され 心も高く、この点からも個人株主も 高額な役員報酬に対する社会的な関 連日メディアで取り上げられる等 聞の非合法な手段で国外逃亡を図り

続になっているか十分な説明を準備 がどのように客観性・透明性ある手 しておくことが求められる。 自社の経営陣の報酬決定プロセス

Q 6 インセンティブ報酬/

株式報酬

導入を検討してみてはいかがか。 主と同じ目線で経営を行うために、 存在しないようだが、取締役が、株 当社の役員報酬には、株式報酬は

る

A 6

えるようにしております。 じ目線で業績向上に向けた努力を行 とにしております。株主の皆様と同 加入し、一定数以上の自社株を取得 役員は、原則として、役員持株会に が、自社株保有ガイドラインを設け し、在任中はこれを継続保有するこ した報酬制度は設けておりません 当社は、 現時点では自社株を利用

よいだろう。

上に増加していくものと予想され 報酬を改定する企業は、これまで以 り役員報酬の体系が整備され、 えにその役員に対して一定期間の譲 定譲渡制限付株式(会社が役員に対 算入が認められる株式報酬である特 に着手する企業が徐々に増加してい の株式)を契機に、役員報酬の改定 渡制限が付された株式を交付する際 酬債権の現物出資を受けるのと引換 して報酬債権を付与し、役員から報 れた、事前確定届出給与として損金 平成28年度税制改正により導入さ 加えて平成29年度税制改正によ 役員

入を検討してはいかがか。

ができるよう準備しておいたほうが 問が予想されるため、何らかの説明 映させるというコンセプトは、CG すること、中長期目線の企業経営を 沿うことから、株主総会において質 コード補充原則4―2①の文言にも 促すことを目的に中長期の業績を反 行する役員にインセンティブを付与 企業価値向上の観点から業務を執

Q 7 クローバック条項(役員

取締役の報酬として、業績連動報

報酬返還条項)

の導入

ŧ である。他方で、報酬を業績と連動 酬や株式報酬を導入する方針は賛成 スクも生じる。そこで当社において 算したり、過大な設備投資をするリ により業績をよくみせようと粉飾決 させるあまり、経営者が報酬目当て いわゆるクローバック条項の導

A 7

般的なしくみで導入したいと考えて との支給割合等にも鑑み、まずは一 しくみを導入することを否定するも 社としても、将来的に、そのような おります。 固定報酬と業績連動報酬や株式報酬 のではございませんが、現時点では、 ていることも理解しております。当 本企業でも導入するところが出てき クローバック条項については、 H

動報酬を会社に返還させるしくみで 企業にも徐々に浸透してきている。 あり、経営責任を明確にすべく日本 たような場合に、支給済みの業績連 過大な投資による減損損失が発生し 飾決算不正が発覚したような場合や、 クローバック条項とは、 将来、

27日に開いた株主総会で、巨額損失 武田薬品工業㈱が2019年6月

すかったとみられる。 ため否決された)。 の2以上の賛成が必要な特別決議の する株主提案が、過半の賛成を得た 還させる「クローバック条項」を導入 が出た際に取締役に過去の報酬を返 は海外投資家のため支持が広がりや を推奨しており、同社の株主の半分 会社のISSやグラスルイスが賛成 (ただしこの提案は出席株主の3分 議決権行使助言

になった する投資家の厳しい視線が浮き彫り 企業のガバナンス(企業統治)に対

主総会、否決の『クローバック条項』賛成52%」より2019年7月2日付け日経新聞記事「武田の株

人事関!

Q 8 働き方改革(長時間労働

、休み方改革

のような取組みを講じているか。 化が一段と進行し人手不足が深刻化 実情はどうなっているか。少子高齢 れたが、当社における時間外労働の 限規制が2019年4月から導入さ 働き方改革として時間外労働の上 離職率を減らすためにど

A 8

等、 的に取り組んでまいります。 の 課題として捉えており、 う人材不足への対応を最重要な経営 当社においても、 是正や同一労働同一 働き方改革関連法の遵守に積極 少子高齢化に伴 賃金の実現 長時間労働

ります。 較では、 を●%以上とする目標を設定してお 業時間は●時間減少し、月●時間と ました。これにより、 抜本的な見直し等の施策を講じてき 遣社員やパートタイマーの積極的採 なりました。また有給休暇の取得率 用による人員の拡充、業務フローの 具体的には、 従業員の1月当たり平均残 正社員のみならず派 3年前との比

傾向があり、これを平準化するため でも優秀な従業員に仕事が集中する ておくことが重要である。 どれだけ従事しているかを明確にし りもまず自社の業務内容と業務実態 関連法の施行に伴い、 には組織全体として業務の流れを抜 れ をきちんと把握する必要がある。こ 上限規制を遵守するためには、 | 範囲を把握し、 まで以上に従業員の労働時間や業 2019年4月からの働き方改革 誰がどんな業務に 時間外労働の どの会社 何よ

性もある。

況を具体的に説明する準備が必要と 自社の人材投資や人材確保の対応状 ており、株主の関心も高いことから、 資源」が含まれることが明確化され 経営資源の配分等」のなかに「人材 CGコード原則5─2における

Q 9 労働力確保 (各種雇用問題)

とっているのか説明してほしい。 保が不可欠ではないか。人材の確保 の持続的な成長のためには人材の確 に向けて、当社はどのような施策を 大幅に減少しているようだが、当社 本年度はグループ全体で従業員が

準

A 9

働 ける人材不足のもと、新規採用はか ます。一方で、昨今の労働市場にお す。ご指摘のとおり、近年は人材 なり難しい状況なので、 確保が重要な経営課題になっており 本年度における従業員の減少理 のための施策をとっております。 止めるかに重点を置いて、 いている従業員の離職をいかに食 主に●●によるものであり 個人目標に対する達 現在当社で 人材確 由

本的に見直さなければならない可能

考えられる。

成度なども踏まえ、成果を上げた人 体系を構築しております。 にはきちんと報いがあるような給与

き方改革など労働環境の変化につい も散見される。人材不足への対応や 閉鎖や廃業を余儀なくされるケース 速化し、人手不足により事業部門の ては、株主の注目度も高いことから、 1つであるといってよいだろう。 人材確保の施策等については説明を 人材への投資は最重要な経営課題の 一少子高齢化を背景に人材不足が加 ·備しておくことが望ましい。 昨今のわが国における労働市場で

蔭横浜大学法科大学院(夜間部)卒業。 大手監査法人、コンサルティング会社勤務を経て、 2008年弁護士登録。

1992年慶応義塾大学経済学部卒業。2007年桐

古島 守(ふるしま・まもる)

弁護士 公認会計士

古島法律会計事務所 代表パートナー

専門分野は、企業間訴訟、M&A、事業承継、 相続関係、倒産、株価評価等。

主な著書に、『会社役員規程マニュアル』(改訂版加 除式)(共著、新日本法規出版、2003年)、『下請 契約トラブル解決法』(共著、自由国民社、2016 年)、『Q&A 株式・社債等の法務と税務』(改訂 版加除式)(共著、新日本法規出版、2006年)など。